

## 令和3年度 第7回三重地方最低賃金審議会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月21日（木） 11時00分～12時00分
- 2 開催場所 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 地下共用会議室

### 3 出席委員

公益代表 中村 玲子 藤本 真理 前田 茂樹 三好 正人 安井 広伸  
労働者代表 浅野 啓介 伊藤 久志 太田 美子 葛山真由美 前田 良彦  
使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己 宮路 元美

### 4 議題

- (1) 三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定等について（答申）
- (2) その他

### 5 開 会

（賃金係）

定刻となりましたので、只今から令和3年度第7回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

まず、出席委員の確認についてでございますが、本日は全員出席により、定足数15名の内、現在15名の委員にご出席いただいております。

従いまして、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たし、有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、これより議事に入りますが、議事進行は運営規程により会長に行ってくださいことになっておりますので、安井会長、よろしくお願いいたします。

### 6 議 事

- (1) 三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定等について（答申）

（会 長）

委員の皆様には、ご多用の中を本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

時期的には、めっきり秋らしくなってきましたという表現を使いたいところなのですが、何か急に寒くなってしましまして、秋を通り越して冬がきたのではないかと

というような感じでございます。急に寒くなると紅葉が奇麗になるということで、これから紅葉シーズンが楽しみかなと思いつつも、コロナの状況も今のところ少し小康状態で落ち着いている状況でございます。少し心にゆとりを持って秋を楽しみたいと思います。人が活動をされると感染者が増える可能性もありますけれども、景気・経済的には活気が出てくるのかなというふうに感じております。

我々の審議会も景気に活気を付ける、経済を活性化させるためには非常に重要な位置づけになっているものでございます。その中で、先日来、4業種の専門部会を開催させていただき、労使それぞれの皆様にお集まり頂きまして、熱心なご審議をいただいたところでございます。

本審の委員の皆様の中にも専門部会に携わっていただいた方もお見えですし、今日参加されていない専門部会の皆様、沢山の方にご尽力を賜りました。改めましてこの場をお借りいたしまして、御礼を申し上げます。改めましてこの場をお借りいたしまして、御礼を申し上げます。

その審議を受けまして本日は、答申を出すという非常に重要な審議会でございますので最後まで熱心なご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、只今から令和3年度第7回三重地方最低賃金審議会を開催いたします。議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。

労側は 葛山委員

使側は 宮路委員

よろしくお願いいたします。

先ず、資料が配布されておりますので、事務局の方から、順次資料説明をお願いしたいと思います。

(室 長)

お手元に資料をお配りさせていただいておりますので、説明をさせていただきます。

先ず、資料でございますが、昨年度と今年度の最低賃金審議の経過の一覧を入れさせていただきますので、ご覧いただきたいと思います。

上の方に三重県の地域別最低賃金、その下に4業種の特定（産業別）最低賃金の経過を上げさせていただきます。

経過は、申出書受理日、必要性の諮問日、金額改正の諮問日、本年度の各専門部会の開催日、専門部会の結審日、報告日、本審答申日というように順に並べさせていただきます。

次に、2ページ以降に各専門部会の報告書の写しを付けてございます。

(会 長)

それでは、議題(1)の「三重県特定（産業別）最低賃金の改正決定等について」の審議の進め方ですが、先ず、各専門部会における金額改正の審議経過等を簡単に部会長、または部会長代理からご報告していただき、その後、個別に審議し結論を

出していくというような形で進めたいと思いますが、それでご異議ございませんでしょうか。

特にご異議がないようですので、そのような形で進めさせていただきます。

【① ガラス・同製品製造業】

(会 長)

先ず、ガラス・同製品製造業最低賃金専門部会の審議経過等について、三好部会長からご報告をお願いいたします。

(三好部会長)

それでは、ガラス・同製品製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告させていただきます。

9月17日の合同部会の後、10月5日、12日、19日と計4回の専門部会を開催し、熱心に金額検討をしていただいた結果、残念ながら、労使双方合意には至らず、公益案を提示し、使用者側全員反対の結審となりましたが、賛成多数で22円アップの時間額923円となりましたことをご報告させていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。

ガラス・同製品製造業最低賃金は、専門部会において、資料2ページ目の報告書のとおり、金額改正が、結審されております。

この報告書の内容について、ご意見・ご質問等はございませんか。

特に、ご意見・ご質問がないようでございますので、ガラス・同製品製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいかどうか、採決を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 4 名、労側 5 名、使側 0 名) 計 賛成 9 名

反対の方は挙手願います。

(労側 0 名、使側 5 名) 計 反対 5 名

採決の結果、賛成多数につき、この報告書の内容で答申をさせていただきたいと思っております。

【② 電線・ケーブル製造業】

(会 長)

次に、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会の審議経過等について藤本部会長代理からご報告をお願いします。

(藤本部会長代理)

電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告させていただきます。

9月17日の合同部会の後、10月4日、13日、19日と計4回の専門部会を開催し、熱心に金額検討をしていただいた結果、残念ながら、労使双方合意には至らず、公益案を提示し、使用者側一部反対での結審となりましたが、賛成多数で21円アップの時間額942円となりましたことをご報告させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

電線・ケーブル製造業最低賃金は、専門部会において、資料4ページ目の報告書のとおり、金額改正が、結審されております。

この報告書の内容について、ご意見・ご質問等はありませんでしょうか。

特に、ご意見・ご質問がないようですので、電線・ケーブル製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいかどうか、採決を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 4 名、労側 5 名、使側 2 名) 計 賛成 11 名

反対の方は挙手願います。

(労側 0 名、使側 3 名) 計 反対 3 名

採決の結果、賛成多数につき、この報告書の内容で答申をさせていただきたいと思っております。

### 【③ 電気機械器具製造業】

(会長)

電気機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等について三好部会長代理からご報告をお願いします。

(三好部会長代理)

それでは、電気機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告させていただきます。

9月17日の合同部会の後、10月8日、13日、20日と計4回の専門部会を開催し、熱心なご審議を尽くしていただきましたが、残念ながら、労使双方合意には至らず、公益案を提示し、労働者側一部反対での結審となりましたが、賛成多数で21円アップの時間額927円となりましたことをご報告させていただきます。

(会長)

ありがとうございました。

電気機械器具製造業最低賃金は、専門部会において、資料6ページ目の報告書のとおり、金額改正が結審されております。

この報告書の内容について、ご意見・ご質問等はございませんか。

特に、ご意見・ご質問がないようですので、電気機械器具製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいかどうか、採決を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 4 名、労側 4 名、使側 5 名) 計 賛成 13 名

反対の方は挙手願います。

(労側 1 名、使側 0 名) 計 反対 1 名

採決の結果、賛成多数につき、この報告書の内容で答申をさせていただきたいと思えます。

#### 【④ 輸送用機械器具製造業】

(会 長)

輸送用機械器具製造業専門部会におけます審議経過等について藤本部長から報告をお願いします。

(藤本部長)

それでは、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会におけます審議経過等についてご報告させていただきます。

9月17日の合同部会の後、10月1日、14日、18日と計4回の専門部会を開催し、熱心に金額検討をいただきました結果、残念ながら、労使双方合意には至らず、公益案を提示し、使用者側全員反対での結審となりましたが、賛成多数で20円アップの時間額962円となりましたことをご報告させていただきます。

(会 長)

ありがとうございました。

輸送用機械器具製造業最低賃金は、専門部会において、資料8ページ目の報告書のとおり、金額改正が、結審されております。

この報告書の内容について、ご意見・ご質問等はございませんか。

特に、ご意見・ご質問がないようでございますので、輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会の報告書の内容により答申を行うこととしてよろしいかどうか、採決を取らせていただきます。

賛成の方は挙手をお願いします。

(公益 4 名、労側 5 名、使側 0 名) 計 賛成 9 名

反対の方は挙手願います。

(労側 0 名、使側 5 名) 計 反対 5 名

採決の結果、賛成多数につき、この報告書の内容で答申をさせていただきたいと  
思います。

ありがとうございました。

それでは、各部会の報告書は、これで全て出揃いましたので、事務局の方で答申  
文（案）の用意をお願いします。

（賃金係）

はい、承知しました。

（中村（和）委員）

すみません。ちょっと1点だけなのですが、今審議中の表が出ていると思うので  
すが、電気機械器具製造業の必要性のところは、ここだけ7月16日になっているの  
ですけれども。7月13日では。

（室 長）

ほかの3業種と同じ日に必要性の諮問を行っておりますので、ご発言の件、了解  
をいたしました。

（資料の差し替えを各委員に配布）

— 4業種に係る答申文（案）を会長に届ける —

— 4業種に係る答申文（案）各委員に配布 —

（会 長）

只今、4業種の産業別最低賃金の改正決定に係る答申文（案）を作成していただ  
きまして皆様に配布させていただきました。

これらについて、一括して決定することにしたいと思っておりますので、事務局よろし  
くお願いいたします。

（賃金係）

今回の答申文（案）につきまして、全部で4業種に係る答申文（案）をお配りさ  
せていただきました。

読み上げは時間の都合により、ガラス・同製品製造業のみにさせていただきたい  
と思います。

— 賃金係 「答申文（案）」を朗読 —

（会 長）

只今、事務局の読み上げは、ガラス・同製品製造業に限らせていただきましたが、同じような内容があと3業種続いております。

皆様には、ご確認をいただきまして、この4業種の答申についてご意見ご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。

(前田(茂)委員)

すみません。

(会長)

どうぞ。

(前田(茂)委員)

単純なミスだと思うのですが、輸送用の裏の一番下の効力発生の日、法定通りとあるのですが。

(会長)

輸送の答申(案)の最後の効力発行日、法定通りではないですよ。

(賃金係)

はい、令和3年12月21日です。法定通りというのは削除になります。

(会長)

それでは、削除してください。

他、ございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、特にご意見ないようですので、先ほどの訂正事項を訂正した上で、答申をさせていただくということでご異議ございませんでしょうか。

特にご異議ないようでございますので、皆さまのご賛同が得られたものとして、この答申文(案)の内容のとおり報告させていただきたいと思っております。

それでは、冒頭の(案)を取り、局長の方に答申させていただきます。

事務局の方で答申文(正本)の準備をお願いします。

(賃金係)

はい、承知しました。

(中村(和)委員)

すみません、よろしいでしょうか。

(会長)

はい。

(中村(和)委員)

確認でごめんなさい。別紙のそれぞれの真ん中の適用する労働者というところがあると思うんですが、(2)のところ、雇い入れ後6月未満とあると思うのですが、

前半2つは6月未満、後半2つは3月未満となっているのは、これは、何か意味があるのですか。

(会 長)

私から、回答させてもらいます。過去において議論をしていたのですが、それぞれの産業の特殊性とといいますか、雇い入れ状況というものを判断して、また習練期間というものをみて、この業種は6月、この業種は3月としていう形で今までできております。

(中村(和) 委員)

そういう形ではよろしいのですね。

(会 長)

はい。

(中村(和) 委員)

了解です。すみませんでした。

— 4業種に係る答申文(正本)を事務局から会長に届ける —

— 会長から局長に答申文を手交 —

(会 長)

只今、局長に答申文をお渡しいたしました。

局長からお言葉をいただきたいと思います。

局長よろしく申し上げます。

(局 長)

只今、確かに4業種の特定(産業別)最低賃金額改正に係る答申を安井会長よりいただきました。

8月5日に金額改正の諮問をさせていただき、その後、業種別の専門部会において、緊急事態宣言期間中、9月17日からその後急に季節が変わりまして寒くなりましたが、昨日まで慎重にご審議を重ねていただきありがとうございます。

厳しい経済情勢の中、緊急事態宣言明けたとは言いましても、最近ですと半導体始め原材料不足であるとか、原油高騰であるとか先行き不透明な中にはございますが、労使それぞれの委員が熱心に議論をされたとお伺いしております。これも皆様のご尽力により取りまとめていただきましたこと深く感謝を申し上げます。

4業種につきまして、使用者側全員反対が2業種、使用者側一部反対が1業種、労働者側一部反対が1業種という結果でございました。各委員の皆様がそれぞれのお立場で大変ご苦勞をされた結果であると考えております。安井会長をはじめ公労



使委員の皆様には大変ご尽力を賜りまして、改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

本当にありがとうございます。

今後、所要の事務手続きを経まして12月21日からの効力発生に向けて処理を進めて参りたいと考えております。

冒頭、安井会長からもございましたがコロナ感染者減っているとは言いましても、今後どうなるかわかりませんし、季節も急激に変化をしているというところでございます。

大変ご苦勞をいただいて取りまとめいただいたと伺っております。今後、十分周知・啓発に取り組んで参りますとともに、円滑な履行確保に努めて参りたいと考えております。

本日は、誠にありがとうございます。

(会長)

どうもありがとうございます。

では、最後に労使の代表からご発言をいただければと思います  
まず、使側の方から如何でしょうか。

(別所委員)

暑い夏の終わりから今日まで、本当に熱心な議論をいただきありがとうございます。

特に公益の先生方には、大変なご苦勞をおかけしたのではないかと感じておるところでございます。

残念ながら、全会一致には至らなかったところでございますけれども、それだけそれぞれの立場で、真剣に議論を重ねた結果であるというふうに受け止めたいと考えておるところでございます。

使用者側の委員といたしましては、それぞれの産業の分野におきまして、改定をしていくにあたっては、改定の根拠といえますか、そういうものが求められる中ではございますが、先ほど局長のお話の中にもございましたが、コロナ禍、半導体の供給不足、また、直近になって起ってまいりました急激な原油高という厳しい外部環境の中に晒された中小・小規模事業者の方々への説明ができるのかどうかというところで、使用者側の反対意見が出たというところでもございます。

この特定（産業別）最低賃金の決定のプロセスにおいては、労使のイニシアティブが重きをおかれるところではございますが、先に決定をされました地域別最低賃金の大幅な引き上げの影響というものも一部否定できないところではと感じておるところでございます。

しかし、本日、先ほど4業種の4つの産業の最低賃金が決定いたしました。ここは、また新たなスタートということで、労使、力を合わせまして事業の発展に注力

していき、コロナ禍で疲弊をしております三重県経済、ひいては我が国の経済の一刻も早い回復に向けて邁進をしていきたいという思いでございますので、今後ともご支援ご協力をお願いしたいというふうに考えております。

簡単ではございますが、ひとこと審議終了のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

では、労働者委員の方お願いいたします。

(太田委員)

労働者側から、ひとことご挨拶させていただきます。この度、4業種の特定最賃の審議にあたりましては、公益側の委員の皆さま、使用者側委員の方々、私共労働側ということで、熱心に議論いただきありがとうございました。結果、それぞれの立場の中で審議をしたわけですが、全会一致に至っていないということを重く受け取っているところでございます。

それぞれの議論経過について振り返り、今後の取り組みに繋げていきたいと考えているところでございます。

今回の審議は、冒頭、改めて特定最賃の意義それから目的を主張させていただいたところもあったかと思えます。同一価値労働、同一賃金の観点から労使関係のある組織労働者と非組織労働者の賃金格差を是正していきたいという思いと共にですね、公正競争の観点からも重要視をしての発言であったということでのご理解をいただきたいと思っております。

地賃の方でも伝えさせていただいておりますけれども、日本では約4割の方が非正規で働いている現状でございます。最賃近傍で働いている方が多くて、生活困窮度が高まっている人が多くございます。その方達も、家計を守る、しっかりと生活を守るということで、仕事に対して責任と誇りを持って労働の価値を高めるべく一生懸命働いている人がほとんどだと思っております。その点についてもご理解をいただきながら審議をお願いしたいと思っております。

現在、コロナ禍が下げ止まっているように見えますが、先行きは不透明ということは、同じ認識でございます。外的な要因として、先ほども半導体供給不足であるとか、原油が高騰をしてきているとのお話も出てきておりましたけれども、そのような外的要因もありますが、これからコロナ感染症対策とともに事業継続され雇用も守っていただくということで、我々も、労使でしっかりと取組んで、この難局を乗り越えていきたいというふうに考えているところでございます。

労働行政の方におかれましては、事業継続のために各種支援策が出ておりますので、その活用に向けた事業主の方にも周知であるとか、フォローをお願いすると共に今回地賃・特賃の改定がなされておりますので、履行確保に向けて周知徹底をお願いしたいと思っております。以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。

最後に公益を代表いたしまして、私からひとこと挨拶をさせていただきます。

コロナ禍が続いている中で、厳しい環境の中、労使それぞれのお立場がありながら、熱心にご議論いただきましたことにつきましては感謝申し上げる次第でございます。

ただ、残念なことに今年に関して申し上げれば、4業種全ての業種において全会一致を見ることができなかった。私の経験の中でも今までにない年になってしまったなということがございます。これもひとえに公益代表の力不足であるということに尽きると思います。これにつきましては、改めてお詫びを申し上げたいと思います。しかし、ほんの少しの差で歩み寄りができなかったと、もう少し時間があればというようなところもありました。限られた時間の中での審議ということでこのような結果になってしまいました。

それぞれ反対意見が出ましたけれども、これは決して労使の決別を表しているものではないと私は思っております。審議の中では、熱心に労働者側使用者側の方々の意見を聞かせていただきました。労働者側からは、労働者を守り産業を守りというような熱い思いを、使用者側からは、雇用を守り産業を発展させていくというそれぞれの思いを受け賜ったところでございます。その関係がまさしくそれぞれの4業種の産業界を盛り上げる、また、ひいては三重県経済、日本経済を盛り上げていく力ではないのかなと。労使が一体となって更に各産業を発展させていっていただくことが、本日の結果をプラスにさせることだと考えております。

是非、労使の皆様におきましては、更なる共働のもと、各産業の発展に尽くされることをご祈念申し上げたいと思います。

最後に、各専門部会を取り仕切っていただきました各部会長には、本当にお疲れ様でございました。

また、事務局にも資料提供をご準備いただきありがとうございました。事務局労働局の方には、今後、周知の徹底、助成金等のフォローもしっかりやっていただいて、各企業が更に発展されることを後方支援していただきたいと願っているところでございます。

簡単ではございますが、本年の審議を終了させていただいたということで、ご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

## (2) その他

(会 長)

それでは、その他について事務局から何かございませんでしょうか。

(室 長)

はい、この後、次回、第8回最低賃金審議会の日程等についてでございます。

先程、答申をいただきましたので、これを受け「特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る意見に関する公示を最賃法第15条第3項に基づき、本日から11月5日（金）までを公示期間として掲示させていただきます。

その結果、特定（産業別）最低賃金の改正決定に係る答申に関する異議申出が提出された場合は、その申出について審議会に諮問を行い、意見を求めなければならないことになっておりますので、11月8日（月）の午前10時から異議審の開催を予定したいと思っております。

従来、異議はないようでございますが、もしあった場合に備えて、最低限の定足数を満たす必要がありますので、公労使の各3分の1以上、又は全体の3分の2以上出席していただかないと審議会が成立しませんので、お忙しいとは存じますが、調整を何卒よろしくお願いいたします。

異議申出が提出されなかった場合は、審議会を開く必要はございませんので、中止とさせていただきます、11月5日（金）の夕方頃に、事務局より各委員に電話で連絡させていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

異議審が中止となりますと、次回は、来年度の産業別最低賃金の申出の取扱いについて等を議題としまして、例年どおり来年2月での日程調整をお願いしたいと考えております。会場の都合上、2月16日（水）・17日（木）あたりで調整したいと思っておりますので、日程調整をよろしくお願いいたします。

（会 長）

只今、ご説明をしていただきましたが、もし異議申し出があれば、11月8日（月）の午前10時からもう一度お集まりいただくこととなります。例年、異議の申し出はないというお話でしたが、日程の確保をよろしく申し上げます。

また、来年になってしまいますが、2月の予定のご案内もいただきました。

今年度我々の任期は、まだ途中ですが、次回、第8回、2月の16日・17日あたりで予定をさせていただきたいと思っておりますので日程の調整をよろしくお願いしたいと思います。

もし、異議が出てこなければ、年と言えば今回が今年最後の審議会となります。この一年間、皆様方にご尽力をいただきまして、地賃の答申、本日、特定（産業別）最低賃金の答申、我々の業務を無事終了させていただきました。ひとえに皆様方のご協力の賜物と感謝を申し上げる次第でございます。また、年明けもありますし、我々の任期は次年度も続きますので引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

本日の審議会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

（ 皆 ）

ありがとうございました。

以上